

平成16年7月9日

「医療法施行規則の一部を改正する省令（案）」への意見募集について

標記の件については、本日より7月26日（月）までの間、パブリックコメントを実施することとなりましたので、お知らせいたします。

「医療法施行規則の一部を改正する省令（案）」への意見募集

平成16年7月9日

厚生労働省医政局総務課

本年2月26日に地域医療に関する関係省庁連絡会議において取りまとめられた「へき地を含む地域における医師の確保等の推進について」（参考資料1参照）において、当面の取組のひとつとして、「臨床研修必修化に伴う当面の影響等に対応し、へき地等を含む地域の医療の確保に不可欠であって医師の確保が特に困難と認められる病院について、医師の確保や病院機能の見直し等の計画的な取組を促進・支援するため、医師配置標準の取扱いも含めた特別措置を早急に検討し、導入する」とされたことを踏まえ、この特例措置の一環として、医療法施行規則の一部を改正する省令案（別添）を取りまとめました。

つきましては、広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

1 意見募集期限

平成16年7月26日（月）必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただくご意見には必ず「医療法施行規則の一部を改正する省令（案）について」と明記して提出してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス : ISEISOMU@mhlw.go.jp

厚生労働省医政局総務課企画法令係あて

（ファイル形式はテキスト形式でお願いします。）

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3501-2048

厚生労働省医政局総務課企画法令係あて

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課企画法令係あて

3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。これらは、公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承願います。

医療法施行規則の一部を改正する省令（案）（概要）

1 改正の概要

（1）医師配置標準の特例措置に係る都道府県知事の許可

都道府県知事は、次の要件の全てに該当する病院からの申請により、都道府県医療審議会の意見を聞いて、当該病院に係る医師定員の暫定的変更を許可できるものとする。

- ① へき地等（注1）を有する市町村又はこれに準ずる市町村（注2）の区域内に所在すること
- ② 地域医療に不可欠な医療機関であること
- ③ 医師確保の努力をしているが、医師の確保が相当程度困難と認められること（医師配置標準に対する充足率が60%を下回っている等）
- ④ 医師確保、病院機能の見直し等の計画が策定されていること

（注1）ここでいう「へき地等」とは次に掲げる地域とする。

イ、離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

ロ、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地

ハ、山村振興法の規定により振興山村として指定された山村

二、過疎地域自立促進特別法に規定する過疎地域

（注2）人口当たりの医師数が全国平均を下回っている市町村

（2）医師配置標準の特例措置

（1）の許可を受けた病院については、許可時から3年間、特例的に、当該病院の医師配置標準を現行の算定式の90%相当に緩和する。

（注）ただし、医師3人という病院の最低数は、緩和しない。

2 施行期日

平成16年7月中を目途とする。

【参考】へき地等病院医師確保支援特別対策の概要

1 医師配置標準の特例措置

医療法施行規則の一部を改正する省令（案）のとおり

2 医師確保及び病院機能の見直し等の支援

都道府県は、補助金等を活用しつつ、上記特例措置により都道府県知事の許可を受けた病院に対し、医師確保や病院機能の見直し等を支援する。

（1）医師確保等の支援

1の特例措置の対象となった病院に対し、医師派遣を行う「へき地医療拠点病院」等について、医師派遣等に係る経費を補助することなどにより、当該病院の医師確保等を支援する。

（2）病院機能の見直し等の支援

- ① 民間病院について、医療施設近代化施設整備補助金（優先採択とする。）、独立行政法人福祉医療機構の貸付け、税制を活用し、支援を行う。
- ② これらの病院を含めて、施設の財産処分（転用等）に伴う 補助金の返還が生ずる場合については、地域再生計画の枠組みを活用し、一定の条件の下に、補助金の返還を不要とする。（参考資料2参照）

（3）医療計画との関係

この特別対策を実施する場合は、可能な限り、当該措置を都道府県が策定する医療計画に位置付け、医師確保対策、病床の偏在の解消策等と整合的に実施するものとする。

(参考資料 1)

へき地を含む地域における医師の確保等の推進について

「地域医療に関する関係省庁連絡会議」(厚生労働省、文部科学省、総務省)
とりまとめ(平成16年2月26日)の概要

1. 当面の取組

- 都道府県、医師会、大学、地域の中核的な病院などによる医師確保や医療連携等の推進に向けた「地域における医療対策協議会」の開催促進
- へき地等の病院における医師確保等の支援のための特別措置の導入
 - ・ 医師配置標準の取扱いを含めた特別措置の検討
- 自治体病院の再編・ネットワーク化などの改革の推進
- 医療機関相互の連携による地域の医療機関の支援
 - ・ 大学病院による地域医療支援の推進 など
- 大学の医師養成課程における地域医療に関する教育の充実
- 地域医療を担う医師養成のための臨床研修の推進
 - ・ 医師不足地域における臨床研修実施の支援
- 大学における医師紹介システムの明確化及び決定プロセスの透明性の確保

2. 今後の検討課題

- へき地医療等の確保の計画的推進
(第10次へき地保健医療計画の策定)
 - ・ 平成16年度中に検討会を開催し、検討を進め、平成17年度中に第10次へき地保健医療計画を策定する。
- (医療計画の見直し)
 - ・ 医療計画制度の見直しに当たり、地域における医療提供体制の整備の実効性をより高める方策を検討し、平成17年度から新制度を実施する。
- 医師需給見通しの見直し
 - ・ 医師の養成・就業実態、地域や診療科による偏在等を総合的に勘案し、平成17年度中を目途に医師の需給見通しの見直しを行う。
- 医師需給見通しの見直しを踏まえた大学における医師養成のあり方の検討
 - ・ 地域医療を担う医師の養成や地域への定着を推進する観点から、平成17年度に向けて、自治医科大学を含む大学の医師の養成システム(奨学金制度の構築、地域枠の設定を含む入学定員のあり方等)について検討を行う。
- 臨床研修病院のあり方の見直し
 - ・ 臨床研修病院の指定基準等については、必修化の施行後5年以内に見直しを行う。
- 大病院等を定年で退職した医師等の再教育プログラム構築等の検討
- 地域における医師確保のための新たなシステムの検討
 - ・ 例えば都道府県を主体とする医師確保体制など地域における医師採用・確保のための新たなシステムの検討を行う。
- 医師の配置を含めた医療提供体制のあり方の検討

(参考資料2)

自治体病院の再編・ネットワーク化などの改革に対する支援について ～財産処分に伴う補助金相当額の国庫納付を免除とする承認条件の緩和措置～

○概要

補助金適正化法により、補助目的に反して財産処分を行う場合は、原則として補助金相当額の国庫納付が必要である。

しかしながら、医療提供体制の再編・合理化・連携の推進等を図る観点から、医療施設の財産処分は必要不可欠であり、それに伴う補助金相当額の国庫納付の免除に向けた支援が必要である。

「地域再生計画」は、補助施設の有効活用を図り、地域の再生を推進する施策であり、病院の再編統合、ネットワーク化等による地域における医療提供体制の改革に共通していることから、「地域再生計画」を活用する場合、補助金相当額の国庫納付を免除とする承認条件の緩和措置を講じ、平成16年6月3日付で各都道府県に通知した。

○国庫納付が免除となる承認条件の内容（全ての条件を満たすこと）

現状	地域再生計画を活用する場合
<p>◆転用の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・国庫補助対象施設（自省庁の補助対象事業）への転用・転用に係る改修等は国庫補助を受けずに整備・補助施設等と同等以上の代替施設の確保が必要・代替施設は国庫補助を受けずに整備	<p>◆転用の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・国庫補助対象施設（他省庁の補助対象事業を含む）への転用・同左・補助施設等と同等以上の代替施設の確保は不要
<p>◆無償による譲渡又は貸付の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・同一の事業を継続・相手方は地方公共団体又は公益法人	<p>◆無償による譲渡又は貸付の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・同左・相手方は地方公共団体又は公益法人、日赤、済生会、厚生連、北社協

○承認手続の簡素化

現状	地域再生計画を活用する場合
<ul style="list-style-type: none">・厚生労働大臣に申請 (提出先：厚生労働省（各所管課）)・厚生労働大臣の承認	<ul style="list-style-type: none">・地域再生計画認定申請書に添付 (提出先：内閣官房地域再生推進室)・地域再生計画について内閣総理大臣の承認があった場合、財産処分について厚生労働大臣の承認があったものと取り扱う